

【注意事項】

1 土砂等搬入届（第7号様式）について

- ①報告されている土砂等の発生元、量、期間等に変更ある場合は、併せて特定事業変更許可申請書又は特定事業軽微変更届を提出すること。
- ②土砂等の搬入予定量：発生元証明書のそれぞれの項目を記載すること。
- ③土砂等の搬入期間：当該搬入届で、特定事業場実際に搬入される土砂等の搬入予定期間を記載すること（発生元の工事の期間等ではないことに注意すること）。

2 土砂等採取元証明書（第8号様式）について

- ①採取元（発生元）の事業者が埋立て等を行う事業者に提出すること（一時たい積特定事業場を経由する場合には一時たい積特定事業者）。
- ②当該工事に係る土砂発生総量：当該工事現場より発生する総予定土量を記載すること。
- ③今回の証明に係る土砂等の量：搬出契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（いち度に最高5,000m³まで）が記載されていること。
- ④発生土砂等運搬契約者名：土砂等の発生現場から当該特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること（別紙として、一覧表で提出しても可）。

3 検査試料採取調書（第9号様式）について

検査のための試料を採取した者が作成すること。

なお、土壌検査を行う場合は、

[岐阜県のホームページ](#)の「申請の手引き」中の、第1から第4 IV 土壌検査の実施における留意点（P18）を参照願います。

岐阜県のホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9603.html>